

1 消防学校教育訓練費～派遣職員人件費

「事業成果の検証」における意見

団塊世代の退職により経験豊富な消防職員が減る中、現場で活動する市町の消防職員による実践的な教育訓練が必要である。県の専門的・広域的役割から、これらの経費を県が負担することは妥当であるとの意見が大勢を占めた。

【主な意見】

- 団塊世代の退職により経験豊富な消防職員が減る中、現場で活動する市町の消防職員による実践的な教育訓練が必要である。
- 県の専門的・広域的役割から、これらの経費を県が負担することは妥当である。

【参考】

| 事業 番号 | 事業名 <担当課> | 仕分け 結果 | 仕分け人意見内訳 | | | | | |
|----------|--|--------------|---|----|----------|----|------------|--------------|
| | | | 不要 | 民間 | 国・ 広域 | 市町 | 県 (要改善) | 県 (現行どおり) |
| 1 | 消防学校教育訓練費～派遣職員 人件費 <消防保安課> 【78,014千円】 | 県 (現行どおり) | | | | | 1 | 5 |
| | | | (主な意見) ○退職者を非常勤職員として採用するなど、現行体制のままで良いのかと いった問題意識が必要である。 | | | | | |

2 消防協会事業費補助

「事業成果の検証」における意見

消防団員の確保が困難な中、防火思想の普及や消防団員の教育訓練など、消防協会の事業を充実する必要があるとの意見が大勢を占めた。

【主な意見】

- 消防団員の確保が困難な中、防火思想の普及や消防団員の教育訓練は重要であり、引き続き消防協会の事業の充実に努めること。
- 他県と比べると、消防団員1人当たりの補助金額が少なく、よく頑張っている。

【参考】

| 事業 番号 | 事業名 ＜担当課＞ | 仕分け 結果 | 仕分け人意見内訳 | | | | | |
|--|-----------------------------------|------------|----------|----|----------|----|------------|--------------|
| | | | 不要 | 民間 | 国・ 広域 | 市町 | 県 (要改善) | 県 (現行どおり) |
| 2 | 消防協会事業費補助 ＜消防保安課＞ 【3,275千円】 | 県 (要改善) | | | | | 4 | 2 |
| (主な意見) ○補助対象となっている事業内容について、補助金が効果的に使われているか確認を行い、随時、見直しを行うべきである。 | | | | | | | | |

14 広島交響楽協会補助事業

「事業成果の検証」における意見

本県の文化芸術振興のため、より魅力的な楽団となるよう、助成を継続する必要があるとの意見があった。一方で、補助事業の効果を検証するとともに、広島交響楽協会の累積債務の解消に向けた経営健全化を促す必要があるとの意見もあった。

【主な意見】

- 本県の文化芸術振興のため、広島交響楽協会に対して積極的に支援すべきである。
- 県は、広島交響楽協会の累積債務の解消に向けた経営健全化計画の策定に積極的にかかわり、財政再建を促進すること。
- 広島交響楽協会の会員がふえ、より魅力的な楽団になるよう、現行以上の助成が必要である。
- 広島に存在させるためだけに補助しているのではないか。事業効果の検証が必要である。
- 広島市にも県と同額を補助させるべき。

【参考】

| 事業 番号 | 事業名 <担当課> | 仕分け 結果 | 仕分け人意見内訳 | | | | | |
|----------|---------------------------------------|------------|--|----|----------|----|------------|--------------|
| | | | 不要 | 民間 | 国・ 広域 | 市町 | 県 (要改善) | 県 (現行どおり) |
| 14 | 広島交響楽協会補助事業 <文化芸術課> 【117,000千円】 | 県 (要改善) | 1 | | | | 5 | |
| | | | (主な意見) ○財政支援的補助から広響の経営努力や文化活動の質の向上につながる仕組みを検討する必要がある。 | | | | | |

15 けんみん文化祭開催事業

「事業成果の検証」における意見

広島県の文化の発掘、継承、育成を図るため、けんみん文化祭を県民に広くPRして参加者の増加を図る必要があるとの意見があった。

【主な意見】

- 広島県の文化の発掘、継承、育成を図るため、けんみん文化祭を県民に広くPRして参加者の増加を図る必要がある。
- 参加したい者が参加できるシステムに改善すべきである。

【参考】

| 事業 番号 | 事業名 ＜担当課＞ | 仕分け 結果 | 仕分け人意見内訳 | | | | | |
|---|--------------------------------------|------------|----------|----|----------|----|------------|--------------|
| | | | 不要 | 民間 | 国・ 広域 | 市町 | 県 (要改善) | 県 (現行どおり) |
| 15 | けんみん文化祭開催事業 ＜文化芸術課＞ 【19,436千円】 | 県 (要改善) | | 1 | | | 5 | |
| (主な意見) ○運営は実行委員会の形式をとっているが、県が主体的に事務を実施している。県民の自主的な運営や効率化などの観点から、運営体制を見直す必要がある。 ○財源は県や市町の負担金がほとんどであり、参加者からの負担金や企業からの協賛金などについても検討する必要がある。 | | | | | | | | |

16 消費生活協同組合育成事業

「事業成果の検証」における意見

食の安全や環境問題などさまざまな課題を抱える現代社会において、生協の今日的存在意義は高く、独自の融資制度も必要であるという意見があった。一方で、民間と同様の営業活動を行っており、社会的使命は終わっているため、特別な支援は必要ないという意見もあった。

【主な意見】

- 公共性・公益性を有する生協は、経営状況も健全であり、低利融資制度はセーフティーネットとして必要である。
- 生協は、民間と同様の営業活動を行っており、社会的使命も終わっている。特別な支援は必要ない。
- 生協は、特定の候補者の選挙運動を行うなど、その活動が不透明であるため、公的支援が必要か疑問である。
- プロパーの金融機関は、生協に融資してくれない。現行どおり融資制度は必要である。
- 融資を利用する生協がある限り、制度は必要である。
- 生協活動促進事業として実施する役職員研修会は必要ない。
- 食の安全や環境問題を抱える中、生協の今日的存在意義は高く、独自の融資制度も必要である。

【参考】

| 事業 番号 | 事業名 ＜担当課＞ | 仕分け 結果 | 仕分け人意見内訳 | | | | | |
|----------|---------------------------------------|-----------|--|----|----------|----|------------|--------------|
| | | | 不要 | 民間 | 国・ 広域 | 市町 | 県 (要改善) | 県 (現行どおり) |
| 16 | 消費生活協同組合育成事業 ＜消費生活課＞ 【64,612千円】 | 不要 | 4 | | | | 2 | |
| | | | (主な意見) ○預託融資制度については、この3年間、利用申込みが4つの生協のみであり、また、民間の金融機関でも低利の融資を行っているため、廃止を検討すべき。 ○役員研修に関する県生協連合会への委託事業は、生協の自主事業として実施すべき。 | | | | | |

17 男女共同参画拠点づくり推進事業

「事業成果の検証」における意見

人材養成講座や活動交流センターなど財団法人広島県女性会議の取り組みを広く県民にPRするとともに、収益事業であるホテルの稼働率を高めて財政基盤の強化を図る必要があるとの意見があった。

【主な意見】

- エソール広島の収益事業であるホテルの稼働率を高めて、財政基盤の強化を図る必要がある。
- 財団法人広島県女性会議が実施する人材養成講座や活動交流センターなどの取り組みについて、県民へのPRが弱い。広く県民に活動を広報すること。

【参考】

| 事業 番号 | 事業名 ＜担当課＞ | 仕分け 結果 | 仕分け人意見内訳 | | | | | |
|--|--|------------|----------|----|----------|----|------------|--------------|
| | | | 不要 | 民間 | 国・ 広域 | 市町 | 県 (要改善) | 県 (現行どおり) |
| 17 | 男女共同参画拠点づくり推進事業 ＜人権男女共同参画課＞ 【39,536千円】 | 県 (要改善) | | 1 | | | 5 | |
| (主な意見) ○女性会議の付帯サービス事業の収益で、公益事業の管理費や人件費の一部を賄う現在の「フレーム」が今後も続いていけるか疑問であり、見直しを行うなど、女性会議の自立的な運営基盤の強化を促進する必要がある。 ○県と女性会議の役割分担が不明確であることから、県がやるべきことは何かを見極めた上で、事業内容を見直す必要がある。 | | | | | | | | |

18 青少年育成県民会議補助金

「事業成果の検証」における意見

教育委員会と事業が重複することがないよう、教育委員会と一体的に取り組む必要があるとの意見があった。また、地域の青少年健全育成の取り組みを指導する組織として青少年育成県民会議のさらなる活発な活動を期待する意見もあった。

【主な意見】

- 教育委員会と別々ではなく、一体的に取り組むべきである。
- 青少年育成県民会議には、市民会議など地域の取り組みを指導する組織としてさらなる活発な活動を期待する。

【参考】

| 事業 番号 | 事業名 ＜担当課＞ | 仕分け 結果 | 仕分け人意見内訳 | | | | | |
|----------|--------------------------------------|------------|---|----|----------|----|------------|--------------|
| | | | 不要 | 民間 | 国・ 広域 | 市町 | 県 (要改善) | 県 (現行どおり) |
| 18 | 青少年育成県民会議補助金 ＜県民活動課＞ 【9,088千円】 | 県 (要改善) | | | | 1 | 5 | |
| | | | (主な意見) ○県民会議は、市町民会議との役割分担を整理し、県民会議として実施すべきものに特化していく必要がある。 ○県として事業効果を具体的、明確に説明できるように整理する必要がある。 | | | | | |

19 夢配達人プロジェクト推進事業

「事業成果の検証」における意見

もっと多くの子供の夢を実現できるよう、事業を拡充するとともに、採用されなかった夢についても、広くPRして子供の励みとなるような工夫が必要があるとの意見があった。一方で、教育委員会の事業として組みかえるべきであるとの意見もあった。

【主な意見】

- 応募して採用されなかった夢もたくさんあるので、子供たちが、一同に会して夢を語り合えるよう、事業を拡充すること。
- 応募して採用されなかった夢も広くPRして励みとなるような工夫をすること。
- 年間8テーマだけでなく、もっと多くの夢を実現できるよう、事業を拡充すべきである。
- 県民運動としてではなく、教育委員会の事業として組みかえるべきではないか。
- 真に子供たちがやりたいのではなく、学校や教師がしかけているのではないか。
- 県民会議に補助しながら、県が事務に携わっており、事務費の補助が必要か疑問である。
- 事業の成果をしっかりPRすべきである。

【参考】

| 事業 番号 | 事業名 ＜担当課＞ | 仕分け 結果 | 仕分け人意見内訳 | | | | | |
|---|--|------------|----------|----|----------|----|------------|--------------|
| | | | 不要 | 民間 | 国・ 広域 | 市町 | 県 (要改善) | 県 (現行どおり) |
| 19 | 夢配達人プロジェクト推進事業 ＜県民活動課＞ 【4,300千円】 | 県 (要改善) | | | | | 6 | |
| (主な意見) ○プロジェクトの意義は理解できるが、青少年育成県民会議に補助しながら、県が実質的に実施しており、実施・運営方法等を改善する必要がある。 | | | | | | | | |

25 自然保護協力奨励事業

「事業成果の検証」における意見

固定資産税等の減免に係る奨励金について、自然景観の恩恵を受ける市町も負担すべきとする意見と市町には減免する財政的余力がないとの意見があった。また、立木伐採規制損失補償は、山を守ることが目的であるため、木材価格の変動を評価する必要はないとの意見があった。

【主な意見】

- 立木伐採規制損失補償は、山を守ることが目的であるため、木材価格の変動を評価する必要はない。
- 固定資産税等の減免に係る奨励金は、自然景観の恩恵を受ける市町も負担すべきである。
- 市町には、固定資産税等を減免する財政的余力がない。

【参考】

| 事業 番号 | 事業名 ＜担当課＞ | 仕分け 結果 | 仕分け人意見内訳 | | | | | |
|---|-------------------------------------|------------|----------|----|----------|----|------------|--------------|
| | | | 不要 | 民間 | 国・ 広域 | 市町 | 県 (要改善) | 県 (現行どおり) |
| 25 | 自然保護協力奨励事業 ＜自然環境課＞ 【18,516千円】 | 県 (要改善) | | | | | 4 | 2 |
| (主な意見) 【自然保護協力奨励金】 ○この事業により保全された自然の恩恵を市町も受けているため、県の税金の節約、負担減の観点から、減額、不交付について、市町と個別調整してはどうか。 【立木伐採規制損失補償】 ○制度発足から相当期間が経過し、木材価格も安くなっているため、立木補償の基礎となる評価額を見直してはどうか。 | | | | | | | | |

26 小型浄化槽設置整備事業

「事業成果の検証」における意見

人口流出を防ぐためにも、浄化槽設置に対する補助額を増額する必要があるとの意見があった。また、浄化槽によるし尿、雑排水の処理は、本来、市町の事業であるという意見もあった。

【主な意見】

- 生活排水の改善を図ることは必要であり、補助の継続が適当である。
- 人口流出を防ぐためにも、補助額を増額すべきである。
- 浄化槽によるし尿、雑排水の処理は、本来、市町の事業ではないか。

【参考】

| 事業 番号 | 事業名 <担当課> | 仕分け 結果 | 仕分け人意見内訳 | | | | | |
|--|--|-----------|----------|----|----------|-----|------------|--------------|
| | | | 不要 | 民間 | 国・ 広域 | 市町 | 県 (要改善) | 県 (現行どおり) |
| 26 | 小型浄化槽設置整備事業 <循環型社会課> 【182,544千円】 | 市町 | | | | 2+1 | 2 | 2 |
| (主な意見) ○汚水処理対策としてどのような方式が最も経済的かつスピーディに達成できるかの判断を含め、実施に責任を持つ市町の判断に委ねるべき。補助金交付事務の軽減にもつながる。 ○県の汚水処理計画は無理をして策定しており、必ず整備のペースが落ちる。将来を見据えた場合、この先は、財源を含めて市町に任せてはどうか。 | | | | | | | | |

27 環境保全融資費

「事業成果の検証」における意見

地球環境保全に資する制度であり、今後、ますますニーズがふえることが想定されるため、これまでどおり商工労働局の預託融資と別枠で環境保全融資を存続する必要があるとの意見があった。

【主な意見】

- 景気の変動など社会情勢の変化によって融資件数が減ることがあっても、中小企業にとって必要な制度である。やめるリスクのほうが高い。
- 環境分野は、今後ますますニーズがふえることが想定されるため、商工労働局の預託融資と別枠で継続すべきである。
- 地球環境保全に資する制度であり、これまでどおり商工労働局の預託融資より有利な環境保全融資を存続すべきである。

【参考】

| 事業番号 | 事業名 ＜担当課＞ | 仕分け結果 | 仕分け人意見内訳 | | | | | |
|------|------------------------------------|-------|--|----|------|----|------------|--------------|
| | | | 不要 | 民間 | 国・広域 | 市町 | 県 (要改善) | 県 (現行どおり) |
| 27 | 環境保全融資費 ＜循環型社会課＞ 【223,000千円】 | 不要 | 3 | | 1 | | 1 | 1 |
| | | | (主な意見) ○土壌汚染、アスベストなどに特化するなど、廃止して再構築すべき。 ○アスベスト対策など法的に縛るのであれば、国の責任において、支援制度を設けるべき。 ○融資実績が減少している要因や、これからのニーズなど、まずは実態把握すべきであり、中小企業融資と一本化してもいいのではないか。 | | | | | |

28 産業廃棄物抑制基金

「事業成果の検証」における意見

税金(産業廃棄物埋立税)を積み立てた基金であり、産業廃棄物の適正な処理に資するよう、不断の改善努力が必要であるとの意見があった。

【主な意見】

- 税金(産業廃棄物埋立税)を積み立てた基金であり、不断の改善努力が必要である。

【参考】

| 事業番号 | 事業名 ＜担当課＞ | 仕分け 結果 | 仕分け人意見内訳 | | | | | |
|---|--|------------|----------|----|----------|----|------------|--------------|
| | | | 不要 | 民間 | 国・ 広域 | 市町 | 県 (要改善) | 県 (現行どおり) |
| 28 | 産業廃棄物抑制基金 ＜循環型社会課＞ 【H22.5.31現在基金残高 2,276,551千円】 | 県 (要改善) | | | | | 5 | 1 |
| (主な意見) ○廃棄物抑制という目的にシンプルにつながる事業に絞るべき。 ○リサイクル産業は、これからの成長産業であり、リサイクル関連の研究開発は民間活動に委ねるべき。 ○不法投棄監視は市町に財源と権限を与えるべき。 ○目的税の用途にとらわれず、税充当事業の拡大を検討すべき。(新規事業ばかりでなく、一般事業への用途をいかに拡大すべきかを検討すること。) | | | | | | | | |

29 放課後児童クラブ事業費

「事業成果の検証」における意見

就業などにより保護者が昼間家庭にいない児童の健全育成を図るために必要な事業であり、現行どおり継続する必要があるとの意見が大勢を占めた。

【主な意見】

- 就業などにより保護者が昼間家庭にいない児童の健全育成を図るために必要な事業である。

【参考】

| 事業 番号 | 事業名 ＜担当課＞ | 仕分け 結果 | 仕分け人意見内訳 | | | | | |
|----------|--|--------------|---|----|----------|----|------------|--------------|
| | | | 後児童クラ | 民間 | 国・ 広域 | 市町 | 県 (要改善) | 県 (現行どおり) |
| 29 | 放課後児童クラブ事業費 ＜こども家庭課＞ 【520,679千円】 | 県 (現行どおり) | | | | 1 | 1 | 4 |
| | | | (主な意見) ○当該事業と放課後子ども教室をうまく活用している。運営に出来るだけ自由度が高くなるよう現行どおりで良いのではないか。 ○縛りをなくした国制度の統一化が必要である。良いとこどりも必要ではないか。 | | | | | |

30 保育対策等促進事業

「事業成果の検証」における意見

仕事と子育ての両立を支援し、休日保育や病児・病後児保育など多様な保育ニーズに対応するため、補助を継続する必要があるとの意見があった。

【主な意見】

- 市町の主体性にゆだねるべきという仕分け人の意見は、制度を誤解している。保育に関する多様なニーズに対応するため、補助を継続すべきである。

【参考】

| 事業 番号 | 事業名 <担当課> | 仕分け 結果 | 仕分け人意見内訳 | | | | | |
|--|--------------------------------------|------------|----------|----|----------|----|------------|--------------|
| | | | 不要 | 民間 | 国・ 広域 | 市町 | 県 (要改善) | 県 (現行どおり) |
| 30 | 保育対策等促進事業 <こども家庭課> 【325,042千円】 | 県 (要改善) | | | | 2 | 2+1 | 2 |
| (主な意見) ○病児・病後児保育はセーフティネットとして県が推進し、その他は市町の主体性に委ねるなど事業ごとにメリハリをつけるべきではないか。 | | | | | | | | |

31 産休等代替職員費補助金

「事業成果の検証」における意見

市町の公立保育所の産休等代替職員の経費は、本来、市町が負担すべきであるとの意見があった。一方で、市町に一般財源化されると市町間で格差が生じるおそれがあるとの意見もあった。

【主な意見】

- 市町の公立保育所の産休等代替職員の経費は、本来、市町が負担すべきである。
- 市町に一般財源化された場合、市町間で格差が生じるおそれがある。
- 県に交付税措置されていることから、県が実施すること。

【参考】

| 事業 番号 | 事業名 <担当課> | 仕分け 結果 | 仕分け人意見内訳 | | | | | |
|--|---------------------------------------|-----------|----------|----|----------|----|------------|--------------|
| | | | 不要 | 民間 | 国・ 広域 | 市町 | 県 (要改善) | 県 (現行どおり) |
| 31 | 産休等代替職員費補助金 <こども家庭課> 【26,061千円】 | 市町 | 1 | | | 3 | 1 | 1 |
| (主な意見) ○制度を利用しているのは、市立保育園が中心であることから、地域の実情を把握している市町へ業務を移管すべきではないか。 ○産休代替職員を確保するのは、本来、雇用主の義務ではないか。 ○公的機関に支援が偏っており、民間への周知を十分に行うべき。 | | | | | | | | |

32 看護師等養成所運営費補助金

「事業成果の検証」における意見

県内では看護職員が約2千人不足しており、超高齢社会を迎える中、今後も看護職員の需要が高まることは必至である。将来にわたって看護職員を安定的に確保するため、看護職員を目指す学生の授業料軽減につながる看護師等養成所の運営費補助は継続することが適当であるとの意見が大勢を占めた。

【主な意見】

- 法律(看護師等の人材確保の促進に関する法律)により、県は、看護師等の確保を促進するために必要な措置を講ずるよう努めることとされており、補助金の財源も交付税措置されていることから、県が補助を行うことは適当である。
- 超高齢社会を迎える中、今後も看護職員の需要が高まることは必至であり、将来にわたって看護職員を安定的に確保することは喫緊の課題である。
- 補助金を廃止した場合、学生の負担が増すこと(授業料の10万円以上の増額)や看護師等養成所の廃止が地域に及ぼす影響を考慮すると、同養成所の安定的経営を支援する必要がある。したがって当該事業は現行どおり継続すべきである。
- 看護職員の需給ギャップを解消するため、養成所に対する補助を継続すべきである。同時に、県内定着率を高める仕組みを検討する必要がある。

【参考】

| 事業 番号 | 事業名 ＜担当課＞ | 仕分け 結果 | 仕分け人意見内訳 | | | | | |
|----------|---------------------------------------|-----------|--|----|----------|----|------------|--------------|
| | | | 不要 | 民間 | 国・ 広域 | 市町 | 県 (要改善) | 県 (現行どおり) |
| 32 | 看護師等養成所運営費補助金 ＜医務課＞ 【278,266千円】 | 不要 | 5 | | | | 1 | |
| | | | (主な意見) ○補助金は、養成所が経営努力で賄うべき費用を対象としており、県が支援する必要があるのか。 ○県内の看護師の需給見通しの考え方が不明である。また、看護師の育成が目的ならば、学生へ直接支援できないか。 ○35年間、一定の養成所へ補助しており、その効果検証も十分でないことから、支援対象や支援方法を抜本的に見直すべき。 | | | | | |

33 助産師緊急確保対策事業

「事業成果の検証」における意見

助産師が減少する中、安心して子育てができる環境を整備する必要があることから、現行どおり助産師修学資金等を継続する必要があるとの意見が大勢を占めた。

【主な意見】

- 近年、助産師が減少し、県内には、分娩取り扱い医療機関がない市町が10もある。安心して子育てができる環境を整備する必要があることから、現行どおり継続すべきである。
- 緊急対策として実施しており、事業仕分けの対象となること自体が疑問である。

【参考】

| 事業 番号 | 事業名 <担当課> | 仕分け 結果 | 仕分け人意見内訳 | | | | | |
|---|------------------------------------|--------------|----------|----|----------|----|------------|--------------|
| | | | 不要 | 民間 | 国・ 広域 | 市町 | 県 (要改善) | 県 (現行どおり) |
| 33 | 助産師緊急確保対策事業 <医務課> 【18,600千円】 | 県 (現行どおり) | | | | | 1 | 5 |
| (主な意見) ○地域の配置バランスを考えるなら、地域ごとにプライオリティを付けて支援内容に差を付ける取組を検討してはどうか。 ○緊急対策なので、期限を切って、早期に結果がでるよう取り組んでもらいたい。また、継続支援が必要ならば、効果を検証のうえ、新たな支援策を検討してはどうか。 ○派遣事業は目的や考え方が複雑でわかりにくいことから、修学資金貸付制度へのシフトを検討してはどうか。 | | | | | | | | |

34 産科・救急医確保支援事業

「事業成果の検証」における意見

地域の産科・救急医療体制を確保するため、過酷な勤務環境にある産科や救急勤務医の処遇改善を図る必要があることから、緊急対策としてではなく、恒久的な制度とすべきであるとの意見があった。

【主な意見】

- 過酷な勤務環境にある産科や救急勤務医の処遇改善を図るため、緊急対策としてではなく、恒久的な制度とすべきである。

【参考】

| 事業 番号 | 事業名 <担当課> | 仕分け 結果 | 仕分け人意見内訳 | | | | | |
|--|--|--------------|----------|----|----------|----|------------|--------------|
| | | | 不要 | 民間 | 国・ 広域 | 市町 | 県 (要改善) | 県 (現行どおり) |
| 34 | 産科・救急医確保支援事業 <医療政策課> 【266,864千円】 | 県 (現行どおり) | 2 | | | | 2 | 2+1 |
| (主な意見) ○医療機関に従事する者の処遇改善は、手当の増額だけでは進まない。 ○緊急対策という位置づけであれば、2～3年事業を継続して、その効果を検証した上で、抜本的な対策を検討する必要がある。 | | | | | | | | |

35-1 心身障害者等歯科診療確保対策費(心身障害者歯科診療)

「事業成果の検証」における意見

特殊な設備や技術を必要とする心身障害者歯科診療は、県内全域で継続的な需要があり、その特殊性を考慮すると、補助を継続する必要があるとの意見があった。

【主な意見】

- 心身障害者に対する歯科診療は、県の責務であり、歯科医師会も負担をするなど、不断の見直しを行っており、現行どおり補助を行うのは適当である。
- 特殊な設備や技術を必要とする心身障害者の歯科診療は、県内全域で継続的な需要があり、その特殊性や現場の実態を踏まえると補助を継続すべきである。

【参考】

| 事業 番号 | 事業名 ＜担当課＞ | 仕分け 結果 | 仕分け人意見内訳 | | | | | |
|----------|--|------------|--|----|----------|----|------------|--------------|
| | | | 不要 | 民間 | 国・ 広域 | 市町 | 県 (要改善) | 県 (現行どおり) |
| 35-1 | 心身障害者等歯科診療確保対策費(心身障害者歯科診療) ＜医療政策課＞ 【3,635千円】 | 県 (要改善) | 1 | 2 | | | 3 | |
| | | | (主な意見) ○補助を受けず、診療報酬だけで民間の歯科診療所でも障害者の診療を行っており、民間と連携する中で、対応が可能ではないか。現行制度の改善を図るべき。 | | | | | |

35-2 心身障害者等歯科診療確保対策費(休日歯科診療, 在宅当番歯科診療)

「事業成果の検証」における意見

広域的な歯科救急医療体制による休日の歯科救急医療体制を整備するため必要な補助であるとの意見があった。

【主な意見】

- 広域的な歯科救急医療体制による休日の歯科診療体制を整備するため、必要な補助である。
- 口腔保健センターの機能を発揮するため、歯科医師会への補助は必要である。

【参考】

| 事業 番号 | 事業名 <担当課> | 仕分け 結果 | 仕分け人意見内訳 | | | | | |
|----------|---|-----------|--|----|----------|----|------------|--------------|
| | | | 不要 | 民間 | 国・ 広域 | 市町 | 県 (要改善) | 県 (現行どおり) |
| 35-2 | 心身障害者等歯科診療確保対策費(休日歯科診療, 在宅当番歯科診療) <医療政策課> 【4,047千円】 | 不要 | 4 | 2 | | | | |
| | | | (主な意見) ○民間は休日診療を行っても採算がとれているのに、なぜ歯科医師会が運営するセンターでは採算がとれないのか。また、民間で採算が取れる要因を効果分析するべきではないか。 ○患者の救急診療への対応は、民間と連携し、休日診療の情報を提供することで対応できるのではないか。 ○補助金は、歯科医師会への支出以外は考えられないのか。 | | | | | |

36 臓器移植普及推進事業

「事業成果の検証」における意見

臓器移植の普及啓発を推進し、県内の臓器移植者の状況を把握するため、各県に臓器移植コーディネーターを配置する必要があるとの意見があった。

【主な意見】

- 臓器移植の普及啓発を推進し、県内の臓器移植者の状況を把握するため、各県に臓器移植コーディネーターを配置する必要がある。

【参考】

| 事業 番号 | 事業名 ＜担当課＞ | 仕分け 結果 | 仕分け人意見内訳 | | | | | |
|--|------------------------------------|-----------|----------|----|----------|----|------------|--------------|
| | | | 不要 | 民間 | 国・ 広域 | 市町 | 県 (要改善) | 県 (現行どおり) |
| 36 | 臓器移植普及推進事業 ＜医療政策課＞ 【4,000千円】 | 国・広域 | | | 5 | | | 1 |
| (主な意見) ○臓器提供事例対応については、365日、24時間対応が必要な中、コーディネーター1人では対応が難しいのではないかと。 ○ニーズの高い事業なので、コーディネーターの広域的な連携について検討するなど、充実した仕組みづくりを国へ要請すべき。 | | | | | | | | |

37 健康増進事業

「事業成果の検証」における意見

健康診査のあり方を含めて事業の成果が検証できるよう、事業を再構築する必要があるとの意見があった。また、健康づくりは、住民に近い市町が実施するのが適当であるとの意見もあった。

【主な意見】

- 成果が検証できない事業である。事業の再構築が必要である。
- 健康づくりの下地をつくるのは県の責務である。
- 健康づくりや疾病予防は重要であるが、住民に近い市町が担うべきである。
- 健康診査の実態に沿うよう、事業を再構築すべきである。

【参考】

| 事業 番号 | 事業名 <担当課> | 仕分け 結果 | 仕分け人意見内訳 | | | | | |
|----------|---------------------------------|-----------|---|----|----------|----|------------|--------------|
| | | | 不要 | 民間 | 国・ 広域 | 市町 | 県 (要改善) | 県 (現行どおり) |
| 37 | 健康増進事業 <健康対策課> 【43,269千円】 | 不要 | 6 | | | | | |
| | | | (主な意見) ○計画を達成することが目的ではなく、事業が県民の健康づくりにいかに役立ったかが重要ではないか。 ○長年にわたり補助金の交付が行われているが、事業の目標設定や検証が行われていない。 ○事業の効果測定を行い、市町の実情にあった効果的な事業を検討し、国へ改善を要望する必要がある。 | | | | | |

38 公衆浴場対策費

「事業成果の検証」における意見

依然として自家風呂を持たない者が多いことから、公衆浴場の確保に資する県の補助制度は継続する必要があるとの意見が大勢を占めた。

【主な意見】

- 依然として自家風呂を持たない者は多く、県の補助は継続すべきである。
- 公衆浴場を楽しみにしている高齢者も多い。県の補助は継続すべきである。
- 県の補助に市町が上乗せするなど、きめ細かな対応が必要である。

【参考】

| 事業 番号 | 事業名 <担当課> | 仕分け 結果 | 仕分け人意見内訳 | | | | | |
|----------|-----------------------------------|-----------|---|----|----------|-----|------------|--------------|
| | | | 不要 | 民間 | 国・ 広域 | 市町 | 県 (要改善) | 県 (現行どおり) |
| 38 | 公衆浴場対策費 <食品生活衛生課> 【8,871千円】 | 市町 | 3 | | | 3+1 | | |
| | | | (主な意見) ○ 地域の実情に応じてきめ細かく対応する必要があり、市町を中心に支援のあり方を検討すべき。 ○ 地域別に公衆浴場の必要性を検証して、実態にあった制度に見直すべきではないか。 | | | | | |

39 社会福祉協議会補助金

「事業成果の検証」における意見

社会福祉協議会は、ボランティア活動の推進など重要な役割を担っており、引き続き、改善を進めながら補助を継続する必要があるとの意見が多かった。一方で、県職員OBが多い職員構成が、業務内容に合致しているのか疑問であるとの意見もあった。

【主な意見】

- 県職員OBが多く、真に県社協の業務にふさわしいのか、職員構成に疑問がある。事業内容を精査すべきである。
- 社会福祉協議会は、ボランティア活動の推進など重要な役割を担っており、内部の改革を県民にわかりやすく示しながら事業を推進すべき。
- 事業が多岐にわたっており、生活福祉資金など、重要な事業を実施している。引き続き、改善を進めながら補助を継続すべきである。
- 県社協は活発に事業を実施しており、会長は無報酬でよいのか疑問に思う。業務が繁忙であり、会長公用車の必要性も納得できる。

【参考】

| 事業 番号 | 事業名 ＜担当課＞ | 仕分け 結果 | 仕分け人意見内訳 | | | | | |
|----------|-------------------------------------|------------|--|----|----------|----|------------|--------------|
| | | | 不要 | 民間 | 国・ 広域 | 市町 | 県 (要改善) | 県 (現行どおり) |
| 39 | 社会福祉協議会補助金 ＜地域福祉課＞ 【51,028千円】 | 県 (要改善) | 2 | | | | 4 | |
| | | | (主な意見) ○補助基準が曖昧となる団体補助から、事業に着目した補助、委託に見直すべきである。この場合、適切な人件費、管理費の基準を明確にする必要がある。 ○市町社協の主体性をベースに、県社協の業務の再構築が必要である。 ○会費や寄付金、収益事業の実施など、県社協の財源確保努力を促すべき。 | | | | | |

40 福祉サービス利用援助事業

「事業成果の検証」における意見

住みなれた地域で認知症高齢者等の相談に応じるべきであり、本来、市町が実施することが適当であるとの意見があった。また、利用件数もふえており、引き続き補助を継続すべきであるとの意見もあった。

【主な意見】

- 福祉の理念から考えると、住みなれた地域で認知症高齢者等の相談に応じるべきであり、本来、市町が実施することが適当である。
- 社会福祉協議会の存在意義を示すためにも、地域の社協が実施することが、適当である。
- 利用件数もふえており、引き続き補助を継続すべきである。

【参考】

| 事業番号 | 事業名 ＜担当課＞ | 仕分け結果 | 仕分け人意見内訳 | | | | | |
|------|---------------------------------------|--------------|--|----|------|----|------------|--------------|
| | | | 不要 | 民間 | 国・広域 | 市町 | 県 (要改善) | 県 (現行どおり) |
| 40 | 福祉サービス利用援助事業 ＜地域福祉課＞ 【59,780千円】 | 県 (現行どおり) | | | | 1 | 2 | 3 |
| | | | (主な意見) ○本来は、市町の事業として取組の充実を図るべきであり、制度自体の見直しを国に働きかける必要がある。 ○社協の超過負担を解消すべきではないか。 ○利用者負担も含め、利用しやすい見直しを行うべき。 | | | | | |

41 地域福祉基金

「事業成果の検証」における意見

地域福祉基金の運用益は減少傾向にあり、一たん基金を廃止して再構築する必要があるとの意見があった。一方で、県の主要な事業の財源になっており、引き続き活用策を検討する必要があるとの意見もあった。

【主な意見】

- 地域福祉基金の運用益は減少傾向にあり、大した事業も実施していない。一たん基金を廃止して再構築すべきである。
- 県の主要な事業の財源になっており、福祉施策に大きな貢献をしている。活用策については、引き続き検討する必要がある。

【参考】

| 事業 番号 | 事業名 ＜担当課＞ | 仕分け 結果 | 仕分け人意見内訳 | | | | | |
|----------|--|-----------|---|----|----------|----|------------|--------------|
| | | | 不要 | 民間 | 国・ 広域 | 市町 | 県 (要改善) | 県 (現行どおり) |
| 41 | 地域福祉基金 ＜地域福祉課＞ 【H22.5.31現在基金残高 1,893,205千円】 | 不要 | 3+1 | | | | 3 | |
| | | | (主な意見) ○現状では財政調整的に活用されており、いったん廃止し、中長期的視点から何が必要か再検討すべき。 | | | | | |

42 軽費老人ホーム運営費補助金

「事業成果の検証」における意見

介護職員の処遇改善が図られるような経営環境を整備する必要があるとの意見があった。

【主な意見】

- 介護職員の処遇改善も考慮して経営できるような環境を整備する必要がある。

【参考】

| 事業 番号 | 事業名 <担当課> | 仕分け 結果 | 仕分け人意見内訳 | | | | | |
|----------|--|------------|--|----|----------|----|------------|--------------|
| | | | 不要 | 民間 | 国・ 広域 | 市町 | 県 (要改善) | 県 (現行どおり) |
| 42 | 軽費老人ホーム運営費補助金 <高齢者支援課> 【803,015千円】 | 県 (要改善) | | | | | 5 | 1 |
| | | | (主な意見) ○今後、増設が見込めない中、入居待ちの方への対応を含め、高齢者の生活の場の確保策全体の検討が必要ではないか。 ○事業者である社会福祉法人の財務内容を判断した上で、個別に補助額を決定すべきではないか。 | | | | | |

43 低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減事業

「事業成果の検証」における意見

介護保険サービスの利用者は今後も増加が見込まれるため、低所得者の負担軽減措置は、引き続き必要であるとの意見があった。

【主な意見】

- 事業実績から見て、今後もニーズの増加が見込まれるため、引き続き補助を行うべきである。

【参考】

| 事業 番号 | 事業名 ＜担当課＞ | 仕分け 結果 | 仕分け人意見内訳 | | | | | |
|----------|---|------------|---|----|----------|----|------------|--------------|
| | | | 不要 | 民間 | 国・ 広域 | 市町 | 県 (要改善) | 県 (現行どおり) |
| 43 | 低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減事業 ＜介護保険課＞ 【18,698千円】 | 県 (要改善) | | | 1 | 1 | 3 | 1 |
| | | | (主な意見) ○ナショナルミニマムの制度であるが、国の制度をベースに県も応分の負担をする必要がある。 ○介護保険制度創設時の経過措置が続いており、抜本的な制度改正を国に求めるべきである。 | | | | | |

44 介護保険サービス苦情処理体制推進事業

「事業成果の検証」における意見

苦情処理が国保連に義務づけられていることや相談件数が少ないことから、補助が必要かどうか検討する必要があるとの意見があった。一方で、介護保険制度に係る苦情は今後増加することが見込まれ、困難事例に対応できる専門的機関も必要とされることから、補助を継続する必要があるとの意見もあった。

【主な意見】

- 介護保険制度に係る裁判の増加も想定されることから、苦情処理体制を維持するため、補助を継続すべきである。
- 県や国保連合会など、苦情の受付窓口が分散している。受付窓口を一本化すべきである。
- 困難な相談事例に対応できる専門的機関が必要である。
- 相談件数は少なく、補助を行う必要はない。
- 国保連は、苦情処理が法律で義務づけられており、補助が本当に必要かどうか検討すべきである。
- 今後、相談ニーズがふえることは必至であり、引き続き補助を継続すべきである。
- 国保連が補助を受けなくても実施できるかどうか検討すべき。

【参考】

| 事業 番号 | 事業名 ＜担当課＞ | 仕分け 結果 | 仕分け人意見内訳 | | | | | |
|----------|--|-----------|--|----|----------|----|------------|--------------|
| | | | 不要 | 民間 | 国・ 広域 | 市町 | 県 (要改善) | 県 (現行どおり) |
| 44 | 介護保険サービス苦情処理体制 推進事業 ＜介護保険課＞ 【5,614千円】 | 不要 | 3+1 | | | | 3 | |
| | | | (主な意見) ○事業の効果を検証すべき。 ○補助していない県が12県あり、状況を調査し、事業を再構築すべき。 | | | | | |

87 県立広島病院 病院運営費(政策医療)

「事業成果の検証」における意見

外部評価委員会の活用などにより、経営努力を行うとともに、県立広島病院が取り組んでいる救命救急医療や成育医療、がん医療について、その成果の公表に努める必要があるとの意見があった。

【主な意見】

- 引き続き、外部評価委員会を活用するなど、経営努力を行うとともに、救命救急医療や成育医療、がん医療について、その事業成果の公表に努めること。

【参考】

| 事業 番号 | 事業名 <担当課> | 仕分け 結果 | 仕分け人意見内訳 | | | | | |
|----------|--|------------|---|----|----------|----|------------|--------------|
| | | | 不要 | 民間 | 国・ 広域 | 市町 | 県 (要改善) | 県 (現行どおり) |
| 87 | 県立広島病院 病院運営費(政策医療) <県立病院課> 【985,542千円】 | 県 (要改善) | | | | | 5 | 1 |
| | | | (主な意見) ○増収対策や経費削減の取組は、目標を設定し、県民へ公表するなど透明性を高めるとともに、県民の負担を明らかにする必要がある。 ○一般会計繰入金は、収益及び費用の目標を定め、これにより算出するなど算定方法を見直す必要があるのではないか。 | | | | | |